

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

ガイナシティ上市 中新川郡上市町正印244番外52筆

2 店舗を設置する者 株式会社OSCAR、株式会社コメリ

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ北陸株式会社 代表取締役 師井昭造

(変更後) マックスバリュ北陸株式会社 代表取締役 湊博昭

4 変更の日 令和5年3月13日

5 変更の理由 代表者に変更があったため

6 届出の日 令和5年4月4日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和5年4月17日から令和5年8月17日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準

用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年4月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

黒部ショッピングタウン 黒部市植木773番1ほか9筆

2 店舗を設置する者 KDL黒部株式会社

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) マックスバリュ北陸株式会社 代表取締役 師井昭造

(変更後) マックスバリュ北陸株式会社 代表取締役 湊博昭

4 変更の日 令和5年3月13日

5 変更の理由 代表者に変更があったため

6 届出の日 令和5年4月4日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和5年4月17日から令和5年8月17日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年4月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

イオンタウン氷見 氷見市窪731番地1外23筆

2 店舗を設置する者 イオンタウン株式会社**3 変更事項**

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）マックスバリュ北陸株式会社 代表取締役 師井昭造

（変更後）マックスバリュ北陸株式会社 代表取締役 湊博昭

4 変更の日 令和5年3月13日**5 変更の理由 代表者に変更があったため****6 届出の日 令和5年4月4日****7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課****8 縦覧期間 令和5年4月17日から令和5年8月17日まで****9 その他**

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

(1) 氏名及び住所（法人等にあっては、所在地、名称及び代表者氏名）

(2) (1)の事項の公表の可否

(3) 当該店舗の名称及び所在地

(4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年4月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

イオンタウン上飯野 富山市上飯野41-5

2 店舗を設置する者 イオンタウン株式会社

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）マックスバリュ北陸株式会社 代表取締役 師井昭造

（変更後）マックスバリュ北陸株式会社 代表取締役 湊博昭

4 変更の日 令和5年3月13日

5 変更の理由 代表者に変更があったため

6 届出の日 令和5年4月4日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和5年4月17日から令和5年8月17日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出について

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

令和5年4月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 店舗の名称及び所在地

射水鷺塚ショッピングセンター 射水市鷺塚72番1 外4筆

2 店舗を設置する者 KSIプランニング株式会社

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）マックスバリュ北陸株式会社 代表取締役 師井昭造

（変更後）マックスバリュ北陸株式会社 代表取締役 湊博昭

4 変更の日 令和5年3月13日

5 変更の理由 代表者に変更があつたため

6 届出の日 令和5年4月4日

7 縦覧場所 富山県商工労働部地域産業支援課

8 縦覧期間 令和5年4月17日から令和5年8月17日まで

9 その他

当該店舗の周辺地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を

有する者は、法第8条第2項の規定に基づき、以下の事項を記載した意見書を、縦覧期間満了の日までに富山県商工労働部地域産業支援課に提出することができる。

- (1) 氏名及び住所（法人等にあつては、所在地、名称及び代表者氏名）
- (2) (1)の事項の公表の可否
- (3) 当該店舗の名称及び所在地
- (4) 意見及びその理由

富山県の物品等調達に係る一般競争入札の実施

富山県の物品等調達について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第6条の規定により公告する。

令和5年4月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

- (1) 契約番号第0002301001号
- (2) 調達物品等の名称及び数量
新型コロナウイルス抗原検査キット 予定数量33万回分
- (3) 調達物品等の規格、機能、性能等
入札説明書による。
- (4) 納入期限
契約締結日から令和6年3月31日まで
- (5) 納入場所
入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について（令

和5年富山県告示第183号)第1の規定に該当しない者であること。

- (2) 富山県における物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格の審査を受けた者であって、開札日の前日までに富山県会計規則(昭和62年富山県規則第17号)第86条第3項の規定による競争入札参加資格者名簿に登載されているものであること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、物品等の調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等について(令和5年富山県告示第183号)第4の4に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

3 入札に参加する者に求められる義務

本件入札に参加しようとする者は、入札しようとする物品等の仕様が、入札説明書に示した規格、機能、性能等に適合するものであることを証明する書類等を応札仕様書等の提出期限までに、4の(3)に掲げる入札書の提出場所へ提出しなければならない。

なお、提出した書類等に関し、契約を担当する職員から説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 電子入札の実施

- (1) 競争参加資格確認申請書及び入札書等の提出は、とやま電子入札共同システム(以下「電子入札システム」という。)を使用して行う。

ただし、やむを得ない事由により電子入札システムを使用して提出を行うことができない者は、書面による提出を行うことができる。

- (2) 電子入札システムにより提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、富山県の休日を定める条例(平成元年富山県条例第1号)第1条第1項に規定する県の休日(以下「休日」という。)を除く午前8時30分から午後8時までに送信すること。

また、持参又は郵送により提出する書類は、締切時間を指定した場合を除き、休日を除く午前8時30分から午後5時15分まで(持参の場合は正午から午後1時までの時間を除く。)に出納局総務会計課に必着すること。

- (3) 入札手続きに係る提出場所及び問い合わせ先(この公告に関する事務を担当

する室課の名称)

〒930-8501 富山市新総曲輪1番7号

富山県出納局総務会計課用度管理係

電話 076-444-3423、3424 (直通)

5 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等

(1) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書に定める書類の提出方法

電子入札システムを使用して提出すること。

なお、書面で提出しようとする者は、提出期限までに持参又は郵送により、4(3)へ提出すること。また、この場合において郵送によるときは、書留郵便等発送の記録が残る方法とし、提出期限までに必着とすること。

(2) 競争参加資格確認申請書及び入札説明書等に定める書類の提出期限

公告の日から令和4年5月8日(月)午後5時15分まで

(3) 入札説明書等の配布

令和5年4月17日(月)から令和5年4月28日(金)までの間(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで、前記(1)の場所において希望者に無料で交付するほか、富山県入札情報サービスシステム(下記URL)の「入札公告情報」に公開する。

<https://toyama.efftis.jp/ebid01/PPI/Public/PPUBC00100>

6 入札・開札の日時

(1) 入札書の提出方法

5(1)と同様とする。

(2) 入札書の提出期間

令和5年5月16日(火)午前8時30分から令和5年5月17日(水)午後4時まで

ただし、提出締切の前日までは午前8時30分から午後8時(紙入札者の入札書の提出は午後5時15分)まで

(3) 開札日時

令和5年5月18日（木）午前10時00分より

入札は電子入札システムで実施し、入札者は開札に立ち会うことはできないこととする。

なお、再入札を実施する場合、翌営業日の同じ時間に開札を実施する。

7 入札の方法

- (1) 入札金額は、1包装単位あたりの単価を記載すること。
- (2) 落札金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とするので、入札に参加する者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

8 入札保証金に関する事項

免除とする。

9 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 3(3)により競争参加資格「資格有り」とされた競争参加資格確認通知書を受けていない者のした入札。
- (2) この公告に示した入札に参加する者に求められる義務を履行しなかった者のした入札
- (3) その他入札説明書に示した無効の入札の条項に該当する入札

10 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、当該同価の入札について電子くじにより、落札者を決定する。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再入札をする。
再入札における入札書の提出期間及び開札日時は入札説明書による。
- (4) 再入札に参加できる者は、最初の入札に参加した者に限るものとする。再入

札の回数は原則として1回を超えないものとする。

11 その他

- (1) 契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。
- (2) 入札書及び入札に係る書類並びに契約書及び契約に係る書類において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨による表示に限る。
- (3) 契約保証金に関する事項は、入札説明書による。
- (4) 本件調達契約は、特例政令の適用を受ける。
- (5) 本件調達契約に係る苦情の申立てがあり、富山県特定調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合においては、本件契約手続の停止等を行うことがある。
- (6) その他詳細は、入札説明書による。

12 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
330,000 Antigen Test Kits
- (2) Time limit of tender : 4:00 p.m. 17 May. 2023
- (3) Contact point for notification:
General Affairs, Accounting and Property Management Division
Treasury Bureau
Toyama Prefectural Government
1-7 Shinsogawa, Toyama-shi, Toyama Pref.
930-8501 Japan
Telephone: 076-444-3423, 3424

令和5年度狩猟免許試験の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第41条に規定する狩猟免許試験を次のとおり実施するので、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号）第51条第2項の

規定により公示する。

令和5年4月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 試験の日時等

開催回	日 時	場 所	申請期間
第1回	令和5年6月18日（日） 午前10時から	富山県民会館 （富山市新総曲 輪4番18号）	令和5年5月15日（月）から 同年5月30日（火）まで
第2回	令和5年8月26日（土） 午前10時から		令和5年7月18日（火）から 同年8月1日（火）まで
第3回	令和6年2月15日（木） 午前10時から		令和6年1月11日（木）から 同年1月26日（金）まで

2 受験手続

狩猟免許申請書を富山県生活環境文化部自然保護課又は最寄りの富山県農林振興センターに提出すること又は電子申請によりWeb上から申請すること。

3 その他

詳細については、富山県生活環境文化部自然保護課又は最寄りの富山県農林振興センターに問い合わせること。

令和5年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第51条第2項の規定による狩猟免許の更新に係る適性試験及び同条第4項に規定する講習を次のとおり実施するので、公示する。

令和5年4月17日

富山県知事 新 田 八 朗

1 適性試験及び講習の日時等

開催回	日 時	場 所	申請期間
第1回	令和5年8月6日（日） 午前9時から	富山県総合体育 センター	令和5年6月9日（金）から

第 2 回	令和 5 年 8 月 7 日 (月) 午前 9 時から	(富山市秋ヶ島 183 番地)	同年 6 月 27 日 (火) まで
-------	--------------------------------	--------------------	--------------------

2 受験手続

狩猟免許更新申請書を令和 5 年 6 月 9 日 (金) から令和 5 年 6 月 27 日 (火) までの日 (日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までの間に富山県生活環境文化部自然保護課又は最寄りの富山県農林振興センターに提出すること。

3 その他

詳細については、富山県生活環境文化部自然保護課又は最寄りの富山県農林振興センターに問い合わせること。